

4 計画策定の基本方針

4.1 策定の背景

本基本計画は、全県域汚水適正処理構想で見直した将来人口の推計との整合及び浄化センターのあり方について「春日井市公共下水道事業経営戦略」で位置付けられた処理区の統廃合を踏まえた見直しを行うものである。

4.2 基本計画の位置づけ

下水道基本計画は、図 4-1 に示すように「下水道事業を進めるにあたり、環境保全を図り、将来にわたって継続的に安定した下水道整備を推進するための指針」である。

上位計画には、公共用水域の水質保全を図るため、「名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画」が策定されており、この中で本市の施設計画に関する諸条件が定められている。下水道基本計画の見直しに際しては、この上位計画において設定されている水質の確保を考慮した検討を行う必要がある。

本市の将来的な方針を整理し、実践するためには、下水道の施設整備計画、財政計画を中長期計画としてまとめておくことが望ましい。そのため、今回の基本計画においては、「下水道の全体像の明示」を目的に将来的な施設の配置を定めるなど、幅広く整理し、必要事項を選定し、位置付けることとする。

今後の下水道事業では、基本計画に基づいて「都市計画決定」の変更を行い、「下水道法事業計画」、「都市計画法事業認可」の変更を行うこととなる。

基本計画の見直しでは、他計画等との関連、社会情勢の変化による影響事項についても考慮する。

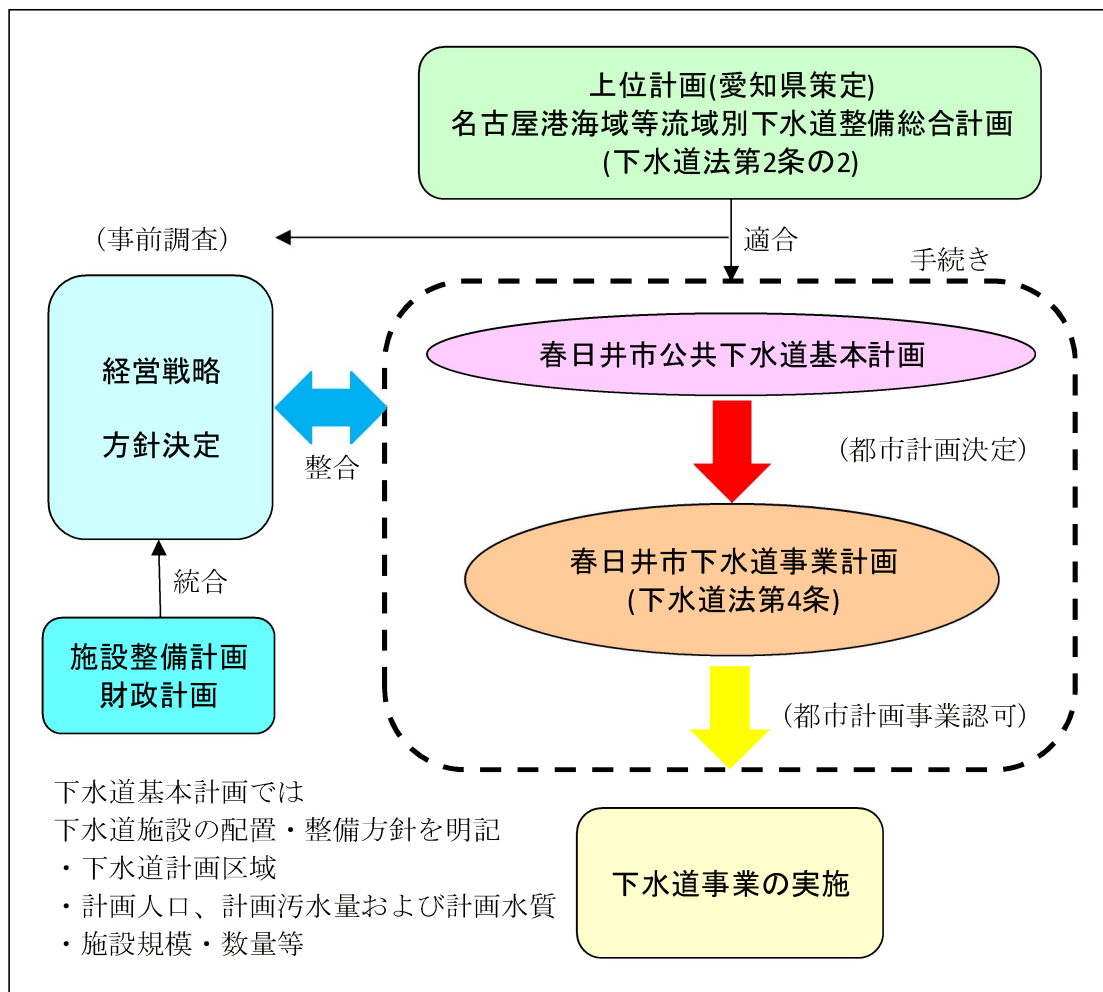


図 4-1 下水道基本計画の位置づけ

4.3 計画目標年次

汚水計画の上位計画は「名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画」で、計画目標年次は平成 37 年度(令和 7 年度)であるが、流総計画の見直しがされる予定であることと、「愛知県全域域汚水適正処理構想」の最終年次が令和 12 年度であることから、春日井市下水道基本計画の目標年次を令和 12 年度とする。

4.4 排除方式

下水道の排除方式には、「分流式」と「合流式」があるが、本市の既存処理施設では「分流式」を採用しており、今後とも本計画において「分流式」を採用する。